



平成26年10月17日
内閣府（防災担当）

平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害現地対策本部の廃止について

災害対策基本法第25条第6項の規定に基づき長野県に設置している平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害現地対策本部については、所管区域内における救助捜索活動の終了に伴い、10月17日（金）13:30をもって廃止することといたしました。

政府としては、引き続き、非常災害対策本部を中心に、関係省庁が一体となって、二次災害防止などに万全を期して参ります。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害緊急事態対処担当）付

参事官補佐 山本

主査 武山

TEL : 03-3501-5695（直通） FAX : 03-3503-5690